

体育施設開放のご案内

本学では、地域との交流及びスポーツの振興を図るため、地域住民（主に美浜区、花見川区）の方々を対象に、テニスコート、人工芝グラウンド等を開放しています。

本学の行事あるいは、学生の授業、課外活動に支障が無い日時に利用できます。利用するにはあらかじめ登録する必要があります。

※企業、諸団体においては、限定的に許可を与える場合があります。別途、お問合せください。

◆登録するには

登録できるのは、団体とします。

登録するには、「体育・スポーツ施設使用登録申請書」(PDF)に「登録手数料」と「構成員名簿」(PDF)を添えて、「体育・スポーツセンター」窓口へ提出してください。

登録手数料は、団体年額 1,000 円

登録団体は、体育・スポーツ及びその振興を目的とする構成員 5 名以上の団体であり、かつ、その責任者が成人でなければならない。

◆開放する施設と使用料金

テニスコート (1 面) 1,500 円 /1 時間 (スポット) 1,000 円 /1 時間 (登録者)

人工芝グラウンド 5,000 円 /1 時間 (スポット) 2,500 円 /1 時間 (登録者)

※更衣室・シャワー室は使用できません。

◆利用申し込みは

申し込み受付は、月～金（土曜・日曜・祝日、窓口閉鎖期間は除く）10：00～16：00

利用する日の 7 日前までに「体育・スポーツ施設使用許可申請書」(PDF)を体育・スポーツセンター窓口へ提出し、許可書の受け取りで申し込み完了となります。

体育施設の「空き状況」は、体育・スポーツセンター（043-273-1599）へお問い合わせください。

◆利用できる日時

授業期間外の平日 別途要相談 / 土曜・日曜・祝日 9：00～17：00

◆休館日

冬季休業期間、入学試験日、入学式・卒業式、その他大学で指定された期間

◆使用上の注意事項

許可された目的以外に使用しないでください。。

許可されていない場所や用具を使用しないでください。

靴・用具等は、指定されたものを使用してください。

使用終了後は、必ず清掃を行い、施設及び用具を整備し、原状に復してください。

施設等の損傷その他の事故のあったときは、直ちに報告してください。

施設内での飲食、喫煙は禁止します。

ゴミはお持ち帰りください。

使用者は、事故防止に監視、十分に注意を払い、使用上生じた事故については各自責任を負うものとします。

◆荒天時により途中中止の場合

使用開始より 1 時間以内に中止となった場合

30 分以内・・・無料 / 30 分～1 時間・・・1 時間分の使用料を徴収

1 時間～2 時間内に中止となった場合

1 時間～1 時間 30 分・・・1 時間分の使用料を徴収 / 1 時間 30 分～2 時間・・・2 時間分の使用料を徴収

2 時間～3 時間内に中止となった場合

2 時間～2 時間 30 分・・・2 時間分の使用料を徴収 / 2 時間 30 分～3 時間・・・3 時間分の使用料を徴収

※この場合、徴収した使用料の返金は行わず次回使用時の使用料に振り替えます。